

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止についての基本方針

1. 目的

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「当法人」という）は、採用活動における公正を期し、すべての求職者、インターンシップ等参加者、採用選考にかかる学生等（以下「求職者等」という）の人格と尊厳を尊重するため、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを徹底的に防止することを目的として、「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院ハラスメント防止規程」（平成 22 年 4 月 1 日）に基づき、この基本方針を定めます。

2. 基本方針

- （１） 当法人は、採用活動およびこれに関連するすべての場面において、求職者等に対する性的な言動や、不適切な質問・威圧的態度は一切行いません。
- （２） すべての役職員に対し、求職者等に対するハラスメント防止に関する意識の徹底と周知・啓発を図ります。
- （３） 求職者等からの相談や苦情に対し、迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。

3. 「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」の定義

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による性的な言動により、求職者等の求職活動や採用選考に支障を来すこと、または就業環境を害するような不利益を与えることをいいます。

4. 禁止行為（具体例）

採用面接、面談、連絡等の場において、以下の行為を禁止します。

- ・プライベートな交際関係をしつこく迫ること、不適切な関係を要求すること。
- ・採用可否の見返りに、食事やプライベートな誘い、不適切な対応を求めること。
- ・性的、身体的特徴に関する不必要な発言、または性的な冗談を言うこと。
- ・性別、容姿、婚姻状況などによる差別的な発言や、人格を否定するような威圧的な言動。

5. 面談・採用活動における遵守事項

- ・学生や求職者との面談・面接は、原則として複数名（3 名以上、またはオンライン等のオープンな環境）で対応します。
- ・面談を実施する場所は、当法人が運営する病院施設、または適切なオンラインツールを利用します。

6. 相談窓口

求職者等に対するハラスメントに関する相談や苦情は、以下の窓口で受け付けます。相談者のプライバシーおよび事実関係の確認に協力したことは厳に保護され、不利益な取扱いは一切行いません。

相談窓口（連絡先）：総務課人事給与担当

電話番号：0572-22-5311（内線 2322）

メールアドレス：saiyou@tajimi-hospital.jp